

-なぜ、日本への間接侵略を拓くのか-

外国人参政権付与法案に反対を!

はんたい

●在日の中国・韓国人に地方参政権を付与しようという法案が本国会で提出されようとしています。

民主党政権は本年の通常国会に、永住資格をもつ韓国人や中国人に地方参政権（知事・市長や地方議員への投票権）を付与する法案を上程しようとしています。

この民主党の方針は、島根県の竹島を不法占拠し、歴史教科書や首相の靖国神社参拝などで日本批判を繰り返す韓国政府の意向を受け入れたものなのです。果たして永住外国人に地方参政権を与えることに問題はないのでしょうか？

●日本の政治に対する影響力が狙い。

外国人地方参政権付与法案は、地方参政権に限定されているので、国民主権の根幹を揺るがすものではないという安易な意見があります。

しかし、国政と地方政治の境界は明瞭ではありません。自衛隊や米軍の基地や原発、あるいは竹島や尖閣諸島といった国境離島の問題は国政と緊密に結びついています。このため外国籍住民の投票行動が国家の外交・安全保障政策と矛盾し、混乱させ葛藤を引き起こす可能性が極めて大きくなります。

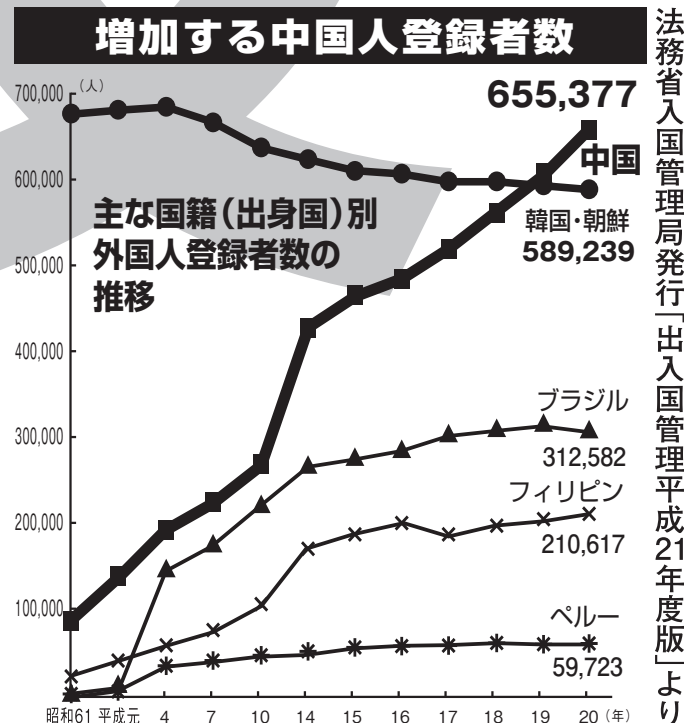
現在、永住資格を持つ在日韓国・朝鮮人約42万人。韓国側は、これら42万人に地方参政権を付与させることで、日本国の政治に対する影響力を高め、韓国にとって都合がいい国に改造しようと狙っているのです。

昨年、韓国民団は日本の衆院選に組織ぐるみで働きかけを行いました。彼らは民主党の候補者を招聘して意見交換をし、参政権付与法案に賛成するように圧力をかけています。

●中国政府は中国人永住者を政治利用する!

しかも民主党政権は、この地方参政権を、一般永住者約49万人（内、中国人は14万5千人でトップ）にも付与しようと画策しています。

中国人永住者は現在、毎年1万人ずつ増加しています。その配偶者



(最低1年で資格取得)や、子供(最低5年で永住資格取得)が、すでに約10万人が移住していることを考え併せると、10年で30万人～50万人に達するといわれています。

地方議会では約800票で当選するところもありますので、単純計算すれば、全国で在日の中・韓両国の支援により、1,000名以上の地方議員が誕生し、行政に多大な影響を与える恐れがあります。

そうなれば、中国政府も中国人永住者を政治的に利用すると思われる。一昨年の北京オリンピック聖火リレーの時、数千人の中国人留学生が長野に結集し、チベット人権弾圧を正当化するデモを行いました。長野に中国の国旗が乱立した一種異様な光景が今後、日本各地に出現することになるでしょう。

●危ぶまれる国境周辺の離島。

もう少し、具体的に述べれば、中国は国境周辺の離島に対して合法的に多大な影響力を持つことが出来るようになります。例えば下記のように、与那国島は人口1,617人で、最低当選者得票数はわずか139票です。中国が国策によって与那国島に1,000人の中国人を移民させれば簡単に町政を操ることが出来るのです。

	三宅島(東京都)	対馬(長崎)	石垣島(沖縄)	与那国島(沖縄)
人口	2,815人	36,165人	47,512人	1,617人
有権者数	2,562人	29,651人	34,987人	1,230人
議員選挙日	平成16年2月	平成21年5月	平成18年9月	平成18年9月
議員定数(条令定数)	10人	22人	22人	6人
最低当選者獲得票数	152票	685票	721票	139票

三宅村及び対馬市、石垣市、与那国島議員選挙の状況

●このままでは間接侵略を許してしまう。

以上、これらのように外国人への参政権付与の影響は極めて深刻です。日本に批判的な中国政府や韓国政府の意向によって我が国の政治が大きく左右されることになるからです。鳩山首相は、「日本列島は日本人だけのものではない」などと妄言を言っていますが、真にそうになってしまうのです。

※日本で生活する外国人のうち、永住資格を持つ外国人の人口は、平成20年度末時点で約91万人である。このうち朝鮮半島や台湾からの戦前に移住してきた人々やその子孫で、現在も日本国籍を取得していない、いわゆる特別永住者の人口は、約42万人である。それ以外を一般永住者と呼ぶ。

外国人地方参政権付与法案に反対の声を

- ◆首相官邸 TEL 03-3581-0101 FAX 03-3581-3883
- ◆民主党本部 TEL 03-3595-9988 FAX 03-3595-9961

憲法違反! 永住外国人への地方参政権付与

鳩山民主党政権は、現在、一般永住者・特別永住者に『国民固有の権利』である地方参政権を付与する法改正を検討しています。しかし地方自治体は、安全保障や教育などの国家の存立に関わる事柄に深く関与しており、我が国の国益を守る立場にない外国人に、地方政治に対する発言権を与えるか否かについては、慎重に検討されるべきです。

◆外国人参政権付与は憲法違反の疑いがあります

最高裁は、平成7年2月28日、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないと解するのが相当である」との判決をくだしました。つまり、参政権は国民固有の権利であり、在留外国人には付与されないということです。

◆教育への内政干渉が強まる恐れがあります

我が国に永住する外国人に参政権を付与することにより、外国人の意を受けた施策が進められ、ことに公立学校では外国人に過度に配慮した教育が進められる恐れがあります。例えば、教科書の採択、入学式・卒業式での国旗の掲揚や国歌の斉唱などが永住外国人の子弟への配慮を理由に否定される事態が生じないとも限りません。

◆領土問題解決に大きな障害となります

我が国は近隣諸国との間に、北方領土(対ロシア)、竹島(対韓国)、尖閣諸島(対中国・台湾)などの領土問題を抱えています。これらの国々からの永住者に参政権を付与すれば、領土問題の先頭に立つべき地元自治体の方針に影響を与え、領土問題解決の大きな障害となる可能性があるのは明白です。この結果、相手国に日本は領土問題を諦めたと誤解を与えるような恐れがあります。加えて地方参政権を用いて、我が国の、国益を否定するようなロビー活動が活発になり対外的に国益を損ね、大きく信頼を無くします。

◆地方参政権付与は世界の潮流などではありません

賛成論者の中には、地方参政権付与は世界の流れだなどと云った主張も見られますが、外国人に地方参政権を付与している国は、北欧諸国やEU圏諸国内などの同じ文化圏に属している地域内に限定されています。しかも、このうちドイツ、フランスなどでは、EU圏諸国の外国人のみに地方参政権を与えるために国民的議論を経て憲法改正を実施しています。

国を愛する新しい国民運動ネットワーク
日本会議
NIPPON KAIGI

〈事務局〉
 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-9-6-501
 TEL 03(6906)8995 FAX 03(5157)5657
<http://www.nipponkaigi.org/>



このチラシをコピーしてご活用ください。(copy free)